

## 報告 2 令和元年度環境教育指導者等派遣事業の実施について

### 1 報告の趣旨

第 27 回・第 28 回ネットワーク会議でご意見を伺った「環境教育指導者等派遣事業」について、事業内容を見直し、実施要領を改正しましたので、その概要をご報告するものです。

### 2 改正のポイント

#### (1) 環境教育指導者の主体の追加

これまで、環境に関する専門知識や経験を有する『市民ボランティア（「環境カウンセラー」「環境学習リーダー」「アィクルマイスター」「これらと同等と環境企画課長が認める者」）』を環境教育指導者として登録していましたが、新たに『市民活動団体』『市内企業等』も登録できるよう要領を見直し、主体ごとに要件を定めました。

#### (2) 環境教育指導者等の派遣要件等

『市民活動団体』『市内企業等』を指導者として派遣する場合の謝礼金の交付に関する取り扱いを定めました。

##### ①市民活動団体

1 回の派遣について最大 3 人分 (@3,000 × 3 人 = 9,000 円) を団体に交付します。

##### ②市内企業等

企業の社会的責任(CSR)の活動の一環とすることから、謝礼金は交付しません。

③指導者と受講者(実施対象)が同一のテーマで複数回の派遣を実施する場合には、謝礼金の交付は最初の 1 回のみとします。

#### (3) その他

所要の文言整理を行いました。

### 3 今後の予定

「広報よこすか」や本市ホームページを通じて周知するとともに、これまで本市との協働や連携した活動実績のある『市民活動団体』『市内企業等』には、個別に『よこすか環境教室』の概要等をご案内し、指導者登録を呼びかけていきたいと考えています。

今後、新たな指導者やテーマの追加登録があった場合には、小学校での「総合的な学習の時間」や保育園などで活用していただけるよう、チラシなどを作成し、学校メール便などで送付する予定です。